

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

今治市議会定例会（第 2 回）議案

今治市議会定例会（第2回）議案目次

議案 番号	件名	ページ
2	平成29年度 今治市一般会計補正予算（第5号）	別 冊
3	平成29年度 今治市墓園事業特別会計補正予算（第1号）	〃
4	平成29年度 今治市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
5	平成29年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
6	平成29年度 今治市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
7	平成29年度 今治市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	〃
8	今治市行政組織条例の一部を改正する条例制定について	1
9	今治市特別職の職員の退職手当に関する条例制定について	5
10	今治市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定について	9
11	常盤小学校校舎改修工事の内建家その他工事請負契約の締結について	19
12	財産の処分について（旧美須賀小学校）	21
13	今治市鈍川せせらぎ交流館の指定管理者の指定について	25
14	今治市多々羅温泉の指定管理者の指定について	29
15	今治市玉川龍岡活性化センターの指定管理者の指定について	33

今治市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

行政組織を改正しようとするもの。

今治市行政組織条例の一部を改正する条例

今治市行政組織条例（平成17年今治市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条企画財政部の分掌事務中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市行政組織条例改正条項新旧対照表

新	旧
(分掌事務) 第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 企画財政部 (1) ～ (6) 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> 略	(分掌事務) 第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 企画財政部 (1) 略 <u>(7)</u> <u>国民体育大会に関すること。</u> <u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> 略 <u>(10)</u> 略

今治市特別職の職員の退職手当に関する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額を定めようとするもの。

今治市特別職の職員の退職手当に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項の規定に基づき、市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長（以下「特別職の職員」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、特別職の職員が退職、解職、失職（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第3項第1号に該当する場合に限る。）又は任期満了（以下「退職」という。）した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の額)

第3条 特別職の職員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 100分の48
- (2) 副市長 100分の32
- (3) 常勤の監査委員 100分の16
- (4) 教育長 100分の20

2 前項の在職月数は、同項各号に掲げる特別職の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その月数が48月（教育長にあっては36月）を超えるときは、48月（教育長にあっては36月））とする。

3 特別職の職員の退職手当の支給は、それぞれの任期ごとに行う。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、特別職の職員の退職手当については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（今治市長の退職手当に関する条例及び今治市副市長等の退職手当に関する条例の廃止）

2 今治市長の退職手当に関する条例（平成17年今治市条例第49号）及び今治市副市長等の退職手当に関する条例（平成17年今治市条例第50号）は、廃止する。

今治市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の改正に伴い、本市職員の退職手当もこれに準じて改定しようとするもの。

今治市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(今治市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 今治市職員退職手当支給条例（平成17年今治市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項第1号中「知事」を「市長」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」に改める。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改め、附則に次の1項を加える。

8 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第24条から第28条まで」とあるのは「第24条から第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため

に必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

（今治市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 今治市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年今治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「公務によらない傷病」を「通勤による傷病以外の公務によらない傷病」に、「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の今治市職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新退職手当条例附則第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（今治市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。）であつて、今治市職員退職手当支給条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。

「参 考」

第 1 条による今治市職員退職手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第10条 略	第10条 略
2～9 略	2～9 略
10 第 1 項、第 3 項又は前項に規定する場合 のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給することができる。	10 第 1 項、第 3 項又は前項に規定する場合 のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給することができる。
(1) その者が <u>市長</u> が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受ける場合	(1) その者が <u>知事</u> が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u>	_____
<u>ハ 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u>	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____
<u>イ 雇用保険法第22条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職</u>	_____ _____

が困難な者であつて、同法第24条の2
第1項第2号に掲げる者に相当する者
として規則で定める者に該当し、か
つ、市長が同項に規定する指導基準に
照らして再就職を促進するために必要
な職業安定法第4条第4項に規定する
職業指導を行うことが適當であると認
めたもの

(3) 略

(4) 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) ~ (4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12~17 略

附 則

[illegible]

(2) 略

(3) 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) ~ (4) 略

(5) 公共職業安定所

____の紹介した職業に就くため、又は
市長が雇用保険法の規定の例により指示
した同法第58条第1項に規定する公共職
業訓練等を受けるため、その住所又は居
所を変更する者 同条第2項に規定する
移転費の額に相当する金額

(6) 略

12~17 略

附 則

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

8 平成34年 3 月 31 日以前に退職した職員に
対する第10条第10項の規定の適用について
は、同項中「第24条から第28条まで」とあ
るのは「第24条から第28条まで及び附則第
5 条」と、同項第 2 号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 ~ 7 略

– 15 –

<u>な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> ウ <u>特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</u> <u>とする。</u>	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____
---	--

「参 考」

第2条による今治市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例改正条項新旧対照表

新	旧
附 則 第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の今治市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の今治市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第3項から第5項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は<u>通勤による傷病以外の公務によらない傷病</u>により退職したものにあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の83.7</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合に	附 則 第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の今治市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の今治市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第3項から第5項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は<u>公務によらない傷病</u>により退職したものにあつては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の87</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合に

より退職したもの及び37年以上42年以下の
者で通勤による傷病以外の公務によらない
傷病により退職したものを除く。) にあって
は、104分の83.7) を乗じて得た額が、新条
例第2条の4から第5条の3まで及び第6
条から第6条の5まで並びに附則第3項か
ら第5項までの規定により計算した退職手
当の額（以下「新条例等退職手当額」とい
う。）よりも多いときは、これらの規定にか
かわらず、その多い額をもってその者に支
給すべきこれらの規定による退職手当の額
とする。

2 略

より退職したもの及び37年以上42年以下の
者で公務によらない傷病
により退職したものを除く。) にあって
は、104分の87) を乗じて得た額が、新条
例第2条の4から第5条の3まで及び第6
条から第6条の5まで並びに附則第3項か
ら第5項までの規定により計算した退職手
当の額（以下「新条例等退職手当額」とい
う。）よりも多いときは、これらの規定にか
かわらず、その多い額をもってその者に支
給すべきこれらの規定による退職手当の額
とする。

2 略

常盤小学校校舎改修工事の内建家その他工事請負契約の締結について

常盤小学校校舎改修工事の内建家その他工事施行のため、次の請負契約を締結する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 契約の目的 常盤小学校校舎改修工事の内建家その他工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額、契約の相手方及び工期

区 分	契約金額	契約の相手方	工 期
常盤小学校校舎 改修工事の内建 家その他工事	円 162,000,000	今治市阿方甲221番地1 越智昇鉄工株式会社 代表取締役 越 智 昇 二	契約発効の日から 平成30年3月31日 まで

4 仮契約締結年月日 平成30年2月5日

「参 考」

1 工事概要

屋上防水改修工事	一式
外壁改修工事	一式
建具改修その他工事	一式

2 入札結果

業 者 名	入 札 金 額
越 智 昇 鉄 工 (株)	162,000,000 円
(株) 河 上 工 務 店	162,680,400

区 分	金 額
予定価格	162,680,400 円
調査基準価格	146,054,463

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

財産の処分について（旧美須賀小学校）

次のとおり土地を売却する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 土地の所在及び概要

所 在	今治市黄金町一丁目9番2
地 目	宅地
面 積	5,792.07平方メートル

2 売却の目的 普通財産の処分

3 契約の方法 一般競争入札

4 売却の相手方及び価格

今治市末広町一丁目5番地5

医療法人 滴水会

理事長 吉 野 俊 昭

204,500,000円

「参 考」

《位置図》

凡 例



処分箇所

縮尺 1 : 1 0 0 0 0



「参 考」

入札概要

	面 積 (㎡)	予定価格 (円)	入札金額 (円)
土 地	5, 792. 07	204, 460, 071	204, 500, 000
建 物	2, 695. 98	1	1
合 計		204, 460, 072	204, 500, 001

※ 建物の価格は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（８） 前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い
条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条 地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の
取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土
地については、１件5,000平方メートル以上のものに限る。）、又は不動産の信託の受益権の買
入れ若しくは売払いとする。

今治市鈍川せせらぎ交流館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市鈍川せせらぎ交流館	今治市八町西三丁目6番30号 株式会社ありがとうサービス 代表取締役 井 本 雅 之	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

採用

3 指定管理料基準額（５年間）

50,500,000円

4 申請団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
株式会社ありがとうサービス	125.1／143点
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	110.3／143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

今治市多々羅温泉の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市多々羅温泉	今治市上浦町井口5792番地1 特定非営利活動法人輝け上浦 理事 國 政 末 廣	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

採用

3 指定管理料基準額（5年間）

47,500,000円

4 申請団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
特定非営利活動法人輝け上浦	100.3／143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

今治市玉川龍岡活性化センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年3月1日提出

今治市長 菅 良 二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市玉川龍岡活性化センター	今治市八町西三丁目6番30号 株式会社ありがとうサービス 代表取締役 井 本 雅 之	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

採用

3 指定管理料基準額（５年間）

11,000,000円

4 申請団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
株式会社ありがとうサービス	125.2／143点
玉川湖畔の里ふれあい市運営協議会	124.5／143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

